

第1号議案

蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。